

地域農業集団と利用権設定の実態

*
小河内一司

A study of Land Use Control Problem

Hitoshi KOGOUCHI

緒 言

現在の課題の一つは、兼業が進行する平坦水田地帯において、土地利用型農業の展開方向および展開にあたって中核となる経営主体の育成が重要とされることである。このたび国において実施された利用権設定等実態調査に参加し、一志郡一志町庄村を対象にとりまとめをおこなった。

この調査の趣旨は、(1)農用地利用増進事業のうち地域関係農業者等の理解と合意の下に、(2)農業生産力発展の原動力となる中核的な農業経営体へ農用地の利用権等の集積を促進する利用権等促進事業の実態を把握するとともに、(3)同事業の推進のための諸要因の解明を行い、今後の構造政策の推進に資することを目的としている。

この庄村は一志町の農用地利用改善推進地区として指定されている集落である。庄村は実行組合を組織し、組合員からの拠出田と非組合員からの期間借地を対象に機械化麦作を実施してきた。この組織は機械利用のための組織であったが、集団規模（麦作）の拡大と生産力の安定と向上を図る上で大型機械による生産の技術化が求められた。組合員は大型機械による生産の技術化を協業方式によって行なっている。この方式に対する評価は、生産性の向上では、中核農家群の形成がみられる点、一方これに依存する農家層が形成されつつある点と考へることができるので調査結果について報告するものである。

調査方法

1. 目的と課題

利用権設定等実態把握調査は、農用地利用増進法に基づく利用権設定等促進事業の実態を把握するとともに、同事業の推進のための諸要因の解明を行うことを目的とし次の調査事項を設定した。

1) 利用権の設定等の背景と利用権等の内容についての

実態のは握

- 2) 作付地の集団化、農作業の効率化等農用地の利用改善の実態のは握
- 3) 利用権の設定等の今後の展望と促進のための問題点のは握検討
2. 調査年月日：昭和58年9月7日—一般調査、10月3・4日—精密調査
3. 調査場所：三重県一志郡一志町庄村
4. 調査方法：

種類	規模	方法
一般調査	悉皆 (39戸)	農家台帳（農業委員会、農地銀行）
精密調査	標本 (17戸)	面接

5. 協力関係：三重県農業技術センター・宮農部経営研究室、一志町産業課、東海農政局企画調整室

調査結果

1. 調査地区的農業の特色

一志町は伊勢湾沿海部に属し、名古屋、大阪から80～90kmの水田地帯で、平坦部と山間部で構成される。地方都市外延よりバスで30分のところにあり、交通は便、出荷、通勤は易である。

1) 経済的条件：本町は近畿圏・中部圏の中間に位置し、大阪へは2時間、名古屋へは1時間の距離があり、DID都市久居市に隣接し、津市へは20分、松阪市へは30分という恵まれた地域環境にある。交通は国鉄名松線と大阪・名古屋を結ぶ近畿日本鉄道大阪線が東西に横断している。国道165号線に通じる地方道が発達し

県都津市への依存度が高く、松阪・久居市がつゞいている。また交通立地のよいことが、住宅団地の造成を盛んにしている。

2) 土地条件：本町の総面積は 4,739 ha であるが、その 4.9% にあたる 2,340 ha が山林原野であり、農用地は水田 706 ha、畑 81 ha、樹園地 61.6 ha、牧草地等 13.7 ha、計 863.9 ha である。農地の水田率は 81.7% で、この水田は平坦部においては場整備の完了をみていている。しかし山間部の水田では未済で、一部に農道・用排水の改修がみられる程度であった。現在、この山間部の水田において基盤整備がすゝんでいる。

3) 作目条件：本町の農業は東部にひろがる水田による米作が中心で、この米作に結合して麦作・露地野菜（キャベツを中心とした）、施設いちごが生産される。一方、山間部では養蚕がおこなわれる。また町内においては肉用牛および乳牛の飼養がなされる。56年の生産の状況は、稻 540 ha、麦作 143 ha、苺 2.4 ha、野菜 20 ha（ブロッコリー 6 ha、軟弱野菜 1 ha）の作付、収穫量 26,000 kg、採卵量 225 t、しいたけ 160 t の生産量、肉牛平均預託頭数 360 頭であった。

4) 経営条件：1 戸当たり経営規模が 5.8 a と小さく、土地利用率は 10.3% と低い。農産物販売農家は稻作単一経営が支配的で、1,111 戸のうち 79%、882 戸を占め兼業を主業とした米作農業がいとなまれている。これに対する専業経営の主となる経営形態は、麦・養蚕・いちご・肉牛・養鶏・露地野菜等と米作の組合せによる複合経営がおこなわれている。

2. 利用権設定事業等の実態

1) 利用権設定の実態：昭和 52 年度に地域農政特別対策事業に着手し、昭和 54 年 7 月には農用地利用増進規程を作成し、麦作集団栽培の定着化をはかるため、期間借地の推進、ヤミ小作の合法化、中核的農家への農地利用権の集積による経営面積の拡大等を目的とし、農用地利用増進事業の促進を図ってきた。今までの利用権設定等促進事業の実績は昭和 55 年 29.3 ha であるが、このうち期間借地によるものは 15.5 ha である。利用権設定等促進事業の推進は、水田利用再編対策を主にして農用地の流動化を併せて推進する方法をとっている。町の水田利用再編への対応は町・農協・普及所で構成する営農会議で、町ぐるみの互助体制をとることとし、生産は重点集落（農業集落 39 のうち 6 集落）でおこなうこととした。営農会議（役場・農協・普及所で構成）を中心に農業委員（農地流動化集落推進員）、各集落長、生産組織が相互に連携しつゝ、重点集落のうち 3 集落を対象に転作の集団化の話し合いを重ねることにより進めた。水田転作推進重点集落を対象とする理由は、稻作および農地保有志向が強い中で、単に貸し借りを進めることは

困難であり良い成果が期待できにくい。したがって、次の措置を総合的にすゝめることにより一定の成果をあげてきている。(1) 集団転作の推進による収益性の確保（町独自の互助制度を含む）。(2) 一志町農業の将来像の提示。(3) ヤミ小作から利用権設定への移行という方式による利用増進事業の実績作り、(4) 期間借地の促進などの措置。なお、この転作重点集落の選定は、営農会議において次の条件、①は場整備地域、②用排水分離可能、③6 月田植慣行、④営農機械の資本装備済、⑤生産組織の確立を備えている集落とし、昭和 54 年 6 集落を選定した。また当町の互助制度は、一志町水田利用再編対策事業実施要綱を作成しこれによっている。この転作重点推進集落で転作を実施した場合、転作奨励金の上積分を町から支払う。これは水稻の所得を補償するためである。なお、財源は生産者が、政府壳渡し米量に応じて処出しこれにあてるとともに、不足分は町費で予算計上した。

2) 農用地改善事業実施集落（調査対象集落庄村の実態）：一志町のは場整備は早くから（昭 37）進められ、その利用について昭和 41 から麦作りの振興を集団麦作、大型機械施設の導入、生産組織及びオペレーターの養成により推進した。昭 56、水田利用再編対策は、従来の 6 つの麦作生産重点集落に新しく 3 集落を加え、重点地区（農業集落 39 のうち 9）に指定し、再び高能率集団麦作を推進した。これを通じて生産組織の強化（生産基盤・資本装備）をはかった。この集落内生産組織は員内の生産に加えて員外者の耕地を期間借地し受託麦作をおこなう。また水稻作について、員内を対象に作業受託を実施している。

(1) 一志町庄村調査対象集落の概況……庄村集落は、農家戸数 37 戸、経営耕地面積 3.510 a、1 戸当たり平均 9.48 a である（80 年センサスによる）。1.5 ha 規模以上層は 45.9%、17 戸を占め、大規模型の水田集落を形成している。専業農家 2 戸、1 兼農家 2 戸で、兼業重視の集落であり、土地利用は稻作を中心である。自立経営ではなく、稻作、麦作を中心に一部野菜を入れた経営方式がとられている。かっての桑園は衰退したが、それに代る畑作をとり入れた複合経営は形成されていない。庄村集落の水田は場は雲出川流域の平坦冲積水田地帯に位置し、昭 37～38 年の県営は場整備事業によって 30 a の区画のは場となり、農業生産の近代化に対応できる条件を備えている。かって、この地帯は養蚕地帯であったため、経営は米麦、養蚕を中心とした労働配分がなされていたが、養蚕の衰退にもかゝわらず、米作の生産力が低いことから米麦 2 作が根強く残って来た。水利は、この作付方式にあわせて、用水の入水を、麦の収穫後とする慣行が維持されている。

小河内：地域農業集団と利用権設定の実態

以上排水良好な土壌条件ともあわせて麦作の生産条件は維持されている。庄村の耕地はこの一画に位置しており、米・麦二毛作の利用をおこなってきた。

(2) 土地利用の集積……しかし、一志町の米麦二毛作方式は、昭44、131haの麦作付けを境として、昭48、10haに減少した。町は昭和48年農業振興のため、役場・農協・農業改良普及所を構成員とする営農会議を設立し、減少した麦作振興をはかっている。町は麦作の適地集落を重点地区に指定し、集落にある実行組合に高能率機械の整備を助成する一方、農協は麦作のための大型乾燥施設を設備した。今次の水田再編事業の実施に伴い、53年水田利用再編事業推進協議会を営農会議の中にもうけ、さらに麦作生産の方針を強化した。すなわち転作重点推進地区をもうけ、町の互助制度の設定と集団転作懇談会により実行を指導した。庄村はこの転作重点推進地区として指定を受けた。

(3) 庄村の集団麦作対応……推進体制の結成ー町の水田利用再編対策推進協議会には集落代表として、区長1名（農業委員、農家実行組合長兼務）が参画している。集落の転作推進には、区長をリーダーとし、集落の下部組織である組の組長5名、生産組織代表6名（オペレーター）を協力員として参画を求める計12名をもって推進体制を結成した。集落懇談会では、集落の水田を水系別に土地利用区分して団地化を図り、生産の安定と集団化によ

る作業効率を高め、加算金で転作奨励金の増額をはかり、稲作所得にみあうべく補償制をとる。以上の条件で麦の団地化栽培の有利性を個々の農業者に説得し、ほ場の集積を討議した。その結果、生産は機械共同利用組織である庄村農家実行組合があたるが実際は少数のオペが生産を担当することとして、オペ以外の組合員は、団地内に所有する田を組合に供出し、また恒常的兼業に従事する零細な非組合員は組合に全面委任する期間貸付けを行うこととした。実行組合では、組合員から個人別の作付計画をとり、希望面積の確認および集団化作付の調整をして、それに基づく団地内生産の耕起・播種・除草・防除・収穫にかわる機械作業の実施、収穫物乾燥の農協の委託、生産物の収支計算、利益の配分を実施している。配分はプール計算とし面積割りで処理している。

(4) 実行組合と機能……もともとこの実行組合は昭和44年麦作付の機械化に貢献するため、農業就労を主とする農家24戸で発足したものであり60PSトラクタおよび耕起・播種機械など附属機をそろえ、オペレーターを養成し、町の農業振興方針にそって麦作生産に寄与し、現在にいたっている。この間、町ではモデル麦作団地育成事業、作付体系モデル事業など麦作の振興策を導入し、加えて今次水田利用再編推進事業を受けて、衰退方向をたどる麦作について、回復策がとられてきたとい

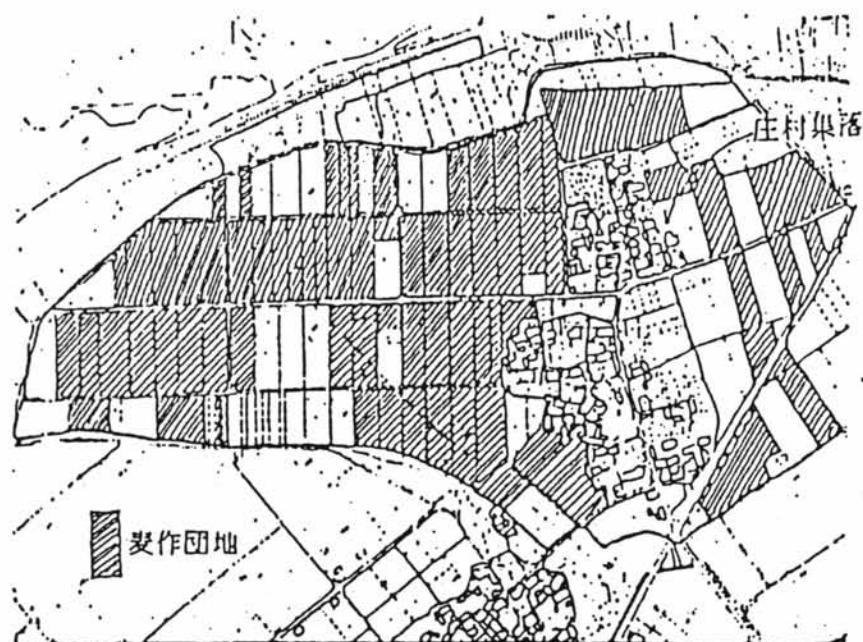


図1 庄村集部落における麦作集団地（昭和55年）

表1 庄村農家実行組合(昭和54年現在)

項目	
資本構成	1万円あて出資 機械利用組合 内容 専任オペに対し作業委任 希望者による参加 40戸のうち 22戸参加 専任オペ8名(うち3名は準オペ)
機械装置	トラクター2台(63.64 PS)、 ロータリ(1.8 m)1台 施肥播種機(コバシ、ニプロ7条) 2台 動力噴霧機(噴口スズラン10型) 1台 自脱コンバイン(クボタ4条)3台 (イネ)組合員に対して耕起(5ha) 代かき(5ha) 収穫(1.7ha) (ムギ)・専任オペによる組合員の 麦作生産(21ha) ・借地による麦作生産 (5.3ha)
事業内容と実績 (55年)	専任オペによる機械利用、オペの日 当800円/時間 下舞は組合員の輪番出役、男800円 /時間、女700円/時間 (ムギ) 21ha 66t 10a 当 り 314kg (員内) 5.3ha 16t 10a 当 り 301kg (借地)
出役体制	
生産実績	

う経緯をもっている。庄村では、麦作の適地を活してこれら方策を取り入れ、①機械化生産組織としての庄村農家実行組合の充実、②実行組合の中核的担い手の形成、③機械の完全装備、④オペレーターの能力の向上など生産性を上げるための条件をととのえるよう努めてきた。かくして実行組合の役割・機能は次のように整理することができる。

ア、町の水田利用再編事業推進協議会を受けて、行政区の組織代表である区長および班長を中心に水田利用再編推進体制をつくったが、その執行の中心として機械利用組織である実行組合が中核をなしている。

イ 土地利用について、農家の意向をとりまとめ、作付の調整をおこなっている。

ウ 機械を装備し、オペ体制を確立し、作業の処理能力を確保している。

エ 入作地の受託・員外農家からの期間借地をおこなっ

て受託組織としての実力をそなえてきている。
オ、麦作の収支について、プール計算を実施しており、また、組合員に対する作業受託に対しては、定額の作業料金を課している。

(5) 麦作集団の生産性………庄村集落は従前から、米麦二毛作地帯であって麦作の生産技術は他に比べて高い水準にあったといえる。しかし乍ら、水田の畑利用としての麦作となると、水稻にかわる前作の選択が問題となってくる。一部集落外にある畜産農家と麦あと耕地の期間貸借をおこなって夏作の飼料作物を作付ける麦～飼料作物の方式が試みられたが却って、麦作の生産力を低下させている。こうした、畑作物作付方式の反復は麦作生産力を低下させることになるので、家畜ふん尿の投入・麦稈の利用・大豆の作付など地力の消耗を防止する技術の採用が課題となってくる。

(6) 庄村集落の集団営農の特長………大都市遠効平坦地帯の米・麦二毛作地帯に位置する庄村集落での集団営農の特長は、機械利用組織から、オペ群と土地提供者とに分離する方向を辿っており、水田利用再編に伴う転作麦作の生産をてことして、さらに集落は場の31.4haのうち昭55年では作業受託25.2ha、期間借地4.9haの計30.1ha(麦作の場合、作業受託は内容的には全面受託に等しい)の麦作生産となり、麦作の組合への作業委託はオペ(生産者)と土地提供者(=委託)との分化の方向をつよめた。しかし乍らオペ(=生産者)は兼業農家であることから、担当者の農業就業が、少くとも農家所得をつぐなうものでなければならない。

調査農家の分析

1. 調査対象農家の選定

庄村の機械利用組合による営農は、麦作を中心におペ群と土地提供者に分離の方向をとっており、水田利用再編の麦作生産をてことして、生産者と委託者との分化がみられる。この機械利用組合は水利を管理し、員内・員外の作付地をまとめ、機械設備の充実をはかり、オペを育成し、麦作作業機械一貫化をはたしてきた。この経過が担い手と委託者の分化となっている。庄村の農家の経営は、従来から水田を中心とした米・麦二毛作を実施してきた。若干の畑はキャベツを主に露地野菜を生産している。この米・麦の生産は、米作は自己完結的に生産を行い、麦作は実行組合=機械利用組織に依存し生産している。米作についても一部作業受託を始めている。

麦作を対象としたこの実行組合の受託の形態は1)組合員に対する、麦作の作業受託、と2)転作麦の経営

受託、3)員外者に対する期間借地の3つの形態となる。いま組合員と作業参加の程度で類別すると、(1) 実行組合の執行部オペ群と、(2) 執行部の出役要請に応じる組合員、(3) 出役不参加……(土地のみ委託)の3つのタイプにわけることができる。

調査対象農家は類別されるそれぞれの群から17戸を選定した。類別は次の如くである。集落の戸数は39戸であるが、①実行組合参加農家23戸、②組合への不参加農家16戸である。さらに①の組合参加農家は、ア、オペ群6戸、イ、出役参加農家5戸、ウ、出役不参加農家12戸となる。②の組合への不参加農家は、ア、自作農家11戸と、イ、組合依存の員外農家5戸となる。調査はそれぞれの群から17戸を選び行った。

2. 対象集落における貸借実態

経営耕地37haであるが、自作地は34.4haで、自作地割合は92.9%と高い。借入耕地は2.6haで7%を占める。これに対して貸付は1.9haである。この貸借は農地法による場合が多く残存小作による場合である。利用権の設定は借入について59.5a、貸付について22.4aと少ない。また、その他に類別される借入は37.8a、貸付は7.7aと少ない。これに対し期間借地は60.8a、期間貸付は55.6aと多く、この集落における利用権設定の主流をなしている。農家の類別に従って貸借の事情をみると次の如くである。組合員の借入地の状況は期間借地60.83a、利用権設定59.5a、農地法による77.3aである。貸付地は、期間貸付419.6a、利用

表2 農家類型別貸借実態（その一）

(単位:ha)

類型	借入地					貸付地					
	期間借入	利用権	農地法	その他	計	期間貸付	利用権	農地法	その他	計	
自己完結			8692		8692						
組合参加	オペ	(60837)	5950	2799	3780	12529 (60837)			1942	773	2715
	出役			2770		2770					
	出役不参加			2170		2170 (41976)	750	7503			8253 (41976)
	計	(60837)	5950	7739	3780	17469 (60837)	(41976)	750	9445	773	10968 (41976)
員外組合依存						- (13669)	1490	7031			8521 (13669)
計	(60837)	5950	16431	3780	26161 (60837)	(55645)	2240	16476	773	19483 (55645)	

権設定7.5a、農地法による94.4a、その他(ヤミ小作)7.7aである。この期間借地は員内でおこなわれ出役不参加農家がオペ農家に貸し付けている。員外の貸借状況は借入が農地法による86.9aに対し、貸付け地は期間貸付136.6a、利用権設定14.9a、農地法による70.3a、その他7.7aとなっている。農家類型ごとの1戸当たりの平均規模は、員外自己完結組63.3a、オペ群162.8a、出役組98a、出役組98a、出役不参加組101a、員外利用者62aである。オペ群の規模が大きく、これに対して、自己完結組および員外利用組が60aと小さい。

利用権の設定による借地はオペ群によっておこなわれる。一方貸付は員外にあって組合に依存する利用者および員内にあって出役不参加農家によって設定されている。

3. 調査農家の貸借実態

庄村の貸借の形態は、麦作を対象として実行組合がおこなう作業受託・期間借地の経営である。したがって農家はこの実行組合との関係をもちながら生産を行なっている。内容は実行組合のオペ群が生産の担い手となり、他の組合員は生産をオペ群に委託するという形である。いま一つ貸借の形態は、農地法による場合がみられ、類別された各農家群の中に広くみられる。しかし件数は少なく残存小作による場合である。

1) 借り手農家の実態

借り手農家は、実行組合に参加する農家のうち、オペを担当する農家群(B1)であり、いま一つは農地法による借地で、古くから小作し現在に至っている場合である。

表3 農家類型別貸借実態（その2）

類型	戸数	経営耕地		自作地 計	借入 計	百分比 (%)				借付 計	百分比 (%)				自作地割合 %	借入割合 %	貸付割合 %	
		計	戸当平均			期	利	農	他		期	利	農	他				
自己完結	11	69,644	6,331	60,952	8,692	—	—	100	—	—	—	—	—	—	87.5	12.4	—	
組合参加	オペ	6	97,732	16,288	85,203	12,529 (60,837)	(100)	698	328	443	2,715	—	—	715	32.0	87.1	12.8	2.7
	出役	5	49,327	9,865	46,557	2,770	—	—	100	—	—	—	—	—	94.3	5.6	—	
	出不役参	12	122,217	10,184	120,047	2,170	—	—	100	—	8253 (41,976)	(100)	0.9	90.9	—	98.2	1.8	6.7
員外依存	5	31,331	6,266	31,331	—	—	—	—	—	8521 (13,669)	(100)	17.4	82.5	—	100.0	—	27.1	
計	39	370,251	9,493	344,090	26,161 (60,837)	(100)	22.7	628	144	19,483 (55,645)	(100)	115	845	4.0	92.9	7.0	5.2	

注：自作地、借入、貸付割合は経営耕地に対する割合。

期は期間借入、利は利用権、農は農地法、他はヤミ作など。

(1) 実行組合参加オペ群（B1）—— 実行組合の執行部で機械オペを担当する。兼業に就業しているが、営業部門或いは日雇等に出ており、農業に就業できる体制をとっている。年令は40才～50才台が多い。あとつきは予定されている農家が多い。耕作の規模は1.6haと大きく借地をおこなっている。借地の形態は農地法によるものが多い。利用権設定による借地は1件である。また、期間借地により利用権の設定をおこない麦作生産を担当している。作業受託は麦作について実施しているが、一部のオペでは、水稻作について田植を中心部分受託を始めている。

(2) 一般農家の借地—— 借地は2.6haあるが（表2.3）借地形態では農地法による場合が62.8%、1.6haをしめ、利用権設定22.7%59a、相対の小作14.4%37aとなっている。農地法による借地は実行組合不参加の自作型に多く（86a）、残りは各類型に20～30aずつ分布している。これは残存小作による場合で、借地農家は現在労力不足、あとつき不足に悩み実行組合に作業委託として依存している。

2) 一般農家の実態

(1) 実行組合参加出役農家（BII）—— 経営規模は1ha以下である。労力は60～70才台と老令化している。後継者は兼業就業或いは他出し予定されていない。老令農業をつづけており、機械は装備されている。また組合の下舞い労力として出役している。生産は実行組合との補充で経営をおこなっている。麦作は全作業を委託

し、米作についても部分作業を委託に出している。しかし乍ら委託耕地についても利用権を設定する意志はない。借地は農地法によるもので残存小作である。このクラスでは現在の実行組合に対する期待が大きい。

(2) 実行組合参加出役不参加農家（BIII）—— 経営規模は1ha強と大きい。農従者は老令化している。あとつきは他産業に従事し、かけもちの就農はむづかしい。麦作は実行組合に全面委託し期間貸付をおこなっている。米作についても一部の農家で、組合に部分作業を委託している。経営の将来については、現状維持或いは規模の縮少を考えている。実行組合に対する期待は、現状維持の農家では現在の作業受託を中心とする実行組合を望んでいる。一方経営の縮少を考える農家では実行組合の強化を願っている。

(3) 実行組合不参加・自作型（A）—— この類型は自立型の農家と保有米農家の2つのタイプが入っている。自立型の経営規模は1ha、飯米型では40a弱である。自立型であるが、実行組合に参加せず、自立の道をあやんできたが、現在では農従者の老令化と、あとつきがえられず、労働力不足である。したがって今では実行組合に麦作を全面委託している。今後の経営の方向は経営縮少を考えている。実行組合に対しては、員外者を含めた実行組合の強化を願っている。飯米型では機械を装備し自己完結の体制をとっている。転作を契機として麦作を組合へ委託し、実行組合との関係がもたれた。実行組合の強化については必要を認めていない。

小河内：地域農業集団と利用権設定の実態

表4 農業就業及び経営耕地戸別一覧

市町村調べ

グループ	番号	世帯員 16才以上	農従者 25~55才 農従日 30~60日以上		経営耕地 (ha)			自作地 (ha)	借入地 (ha)			貸付地 (ha)			備考	
			男	女	男	女	計		期間借入	利用権	農地法	その他	期間貸付	利用権	農地法	
			人	人	人	人	人									
自己完結群 (A)	1	1	1	2	1	1	1	13589	12,151	1,438	11,009		2,580			
	6	3	2	1	1	1	1	11,860	10,292	1,568	11,860					
	29	3	1	1	1	1	1	9,343	7,733	1,610	8,953		390			
	32	1	1					10,763	9,094	1,669	10,763					
	7	2	1					599	418	181	599					
	8	3	2			1	1	2,129	1,655	474	729		1,400			
	9	4	2			1	1	4,860	4,860		1,060		3,800			
	34	1	2	1				4,036	3,713	323	3,514		522			
	39	1	2					3,649	3,484	165	3,649					
	44	1	2	1				4,491	3,426	1,065	4,491					
組合オペ (B)	60	1	1					4,325	3,801	524	4,325					
	計	21	18	5	4			69,644	60,617	9,017	60,952		8,692			
	2	1	2	1				13,820 (6,384)	12,473	1,347	10,539	(6,384)	2,890	391		
	3	1	1	1	1			17,552 (10,489)	16,928	624	14,492	(10,489)	3,060			773
	17	2	2					15,812 (10,612)	13,568	2,244	15,812	(10,612)				
	24	2	2					19,620 (12,749)	15,224	4,396	19,620	(12,749)				1,942
	33	3	2					18,075 (11,326)	15,704	2,371	12,142	(11,326)	2,153	3,780		
	43	3	2	1	1			12,853 (9,277)	11,364	1,489	12,598	(9,277)	255			
	計	12	11	3	2			97,732 (60,837)	85,261	12,471	85,203	(60,837)	5,950	2,799	3,780	1,942
																773 () うら借地
実行組合参加農家群 (BII)	5	1	1					10,766	10,562	204	10,179		587			
	14	1						6,328	5,612	716	5,767		561			
	22	1	1					7,936	6,936	1,000	7,936					
	40	2	2					12,131	10,615	1,516	10,509		1,622			
	38	1		1				12,166	10,283	1,883	12,166					
	計	6	4	1				49,327	44,008	5,319	46,557		2,770			
組合依存員外群 (C)	10	2	1		1			5,472 (3,078)	5,472	—	5,472					(3,078)
	16	2	2					5,470 (3,969)	4,518	952	5,470					(3,969)
	18	1	3		1			7,673 (3,082)	5,701	1,972	7,673					(3,082)
	20	1	2					10,546 (3,561)	8,709	1,837	10,546					(3,561) 750 3,332
	23	1	2					10,398 (3,053)	6,502	3,896	10,398					(3,053) 1,148
	27	2	3					9,802 (6,145)	8,819	983	8,382		1,420			(6,145)
	30	2	2					9,790 (3,306)	7,663	2,127	9,040		750			(3,306)
	31	2	1	1				9,642 (3,551)	9,079	563	9,642					(3,551) 1,752
	35	2	2					8,788 (2,954)	6,679	2,109	8,788					(2,954) 1,271
	37	2	3	1	1			18,222 (3,034)	15,353	2,869	18,222					(3,034)
組合依存員外群 (C)	48	1	1					13,576 (3,157)	12,369	1,207	13,576					(3,157)
	49	2	2		1			12,838 (3,086)	9,320	3,518	12,838					(3,086)
	計	20	24	2	4			122,217 (41,976)	100,184	22,033	120,047		2,170			(41,976) 750 7,503
	12	3	3					7,480 (3,857)	6,435	1,045	7,480					(3,857)
	36	2	2					4,595 (2,015)	3,727	868	4,595					(2,015)
	47	1	3	1	1			8,388 (4,617)	8,388		8,388					(4,617)
(C)	52	3	2					10,868 (3,180)	6,330	4,538	10,868					(3,180) 1,094
	26	2	3					—	—	—	—					1,490 5,937
	計	11	13	1	1			31,331 (13,669)	24,880	6,451	31,331					(13,669) 1,490 7,031
	合計	70	70	12	11			370,251	314,960	55,291	344,090	60,837	5,950	15,431	3,780	(35,645) 22,400 16,476 773 () うら貸付

図2 庄村集落農家の類分けと調査農家一覧

	類別	調査農家の農家番号	表整理分類記号
実行組合 参加農家 23戸	オペ群…… 6戸	→ ③ ⑯ ⑩ ⑪ ⑬ ⑭	借り手農家 B I
	出役参加…… 5戸	→ ⑤ ⑯ ⑩ ⑪ ⑫	一般農家 B II
	出役不参加…… 12戸	→ ⑩ ⑯ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	一般農家 B III
実行組合 不参加農家 16戸	自作型…… 11戸	→ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	一般農家 A
	組合依存型…… 5戸	→ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪	一般農家 C

(4) 実行組合不参加農家・組合依存型 (C) — このクラスは、組合参加に際して出役義務に応じることのできない農家群であった。経営の規模は 30 a 強と小さく飯米農家である。実行組合との関係は水田裏を組合に貸付け代償として稻作のための耕起作業を願ってきた。転作はこの水田裏の組合貸付に対して利用権の設定をおこない、期間貸付けを継続している。経営および実行組合に対する期待は現状維持を望んでいる。

考 察

1 農用地利用増進制度の農家への浸透状況

利用権設定等促進事業の推進は、水田利用再編対策を主に農用地の流動化を併せて推進する方法をとっている。転作重点推進集落をしばり、そのうち 3 集落について農用地の利用改善事業を実施してきた。庄村はこの該当集落の指定を得るとともに充実した実行組合活動を実施している。実行組合の活動の内容は、集落の水田面積 3.14 ha、農家数 39 戸のうち 23 戸で生産組織を結成し、集落内の非組合員からの期間借地と組合員の抛出田をもって集団栽培を実施している。集落の農家は、この実行組合との関係において経営をおこなっており、この活動の評価が農用地利用増進制度の農家への浸透状況をあらわすものと考えることができる。実行組合に対する評価は、非組合員の自立農家型、員内の出役グループ、出役不参加グループの一部、組合依存型グループからは高い評価を得ている。員外飯米農家の一部および員内出役不参加グループの一部において全面的な評価をえていない。これは、実行組合が稻作に対して部分受託を始めており、米・麦あわせた実行組合による生産について、自作可能であることからわり切るに至れないためである。高く評価する農家では農業就業者の不足が著しく、稻作の生産対応もできるように組合の強化がのぞまれるとともに員外利用者を含めた部落全体の組織が希望されている。

2 実行組合活動の課題

庄村集落においては、町から転作重点集落として指定をうけており、活動しているが、その実現の条件とし

て地力差が少なく、またすでに米～麦作生産のための大型機械の利用組織が形成されていたという点である。集団転作に参加できない農家に対しては、委託方式によって対応できる体制がしくまれている。もっともこゝにいいう地力差に問題が少いということは、河川用水による沖積水田で多収技術の早期稲作の採択ができず、したがって麦作がとり入れやすく、従来から米麦二毛作を実施している集落である。したがって水田利用再編にあっては麦作の適地性を活かし、町の転作重点推進地区とし田畠転換方式による麦作転作を実施している。したがって 3.14 ha の水田に対して稲作は 5 ha の作付けと少ない。麦作作付が多いのは、国費に加えて互助金よりなる奨励金が米収益を上まわるためである。この集落にあって、麦作りが大面積可能なのは、大型機械の装備と、その利用組織が確立しており、畠転換利用の推進力になっているからである。実質的に麦作生産は組織のオペが受託した内容となっているので、今後は土地利用の計画についてもオペ群が主体的に計画するという時期にきている。すなわち、現在作付地の決定権は、名目上個人にあるが、しかし実体的には生産を実行組合が担っているため、作付の調整は本組織がおこなっている現況である。その名実一本化が必要となってきているということである。この組織のリーダーは、高性能機械の装備、収益配分のできる生産性の向上をめざして合理的な土地利用体系の確立をめざしており、組織発展の意欲を醸成させている。

現在、昭和 52 年にはじまる夏作休閑麦 1 作の作付ではイネわらの鋤込みによる有機質の補給を不可能にし、加えて麦稈の搬出あるいは焼却処理のためは場への有機物還元を少くし、生産力を低下せしめている。この生産力の回復が課題となっている。また関連してムギの作付限度・イネ～ムギ作付割合が問題となるところである。適正な田畠転換による作付の割合が計画できないのは、前述のようにオペ委託・配分はプール計算という内容であっても、麦作付面積の決定が個々においておこなわれているためである。米・麦について年間を通じた作付割

合の計画と作付地の調整が必要とされるところである。

3. 実行組合と担い手農家の形成

麦作を対象に個別生産の支援組織として、集落の中核農家層が集まって生れた組織であるが、現在では生産を担うオペ群として成長し、実行組合における生産の担い手となっている。このオペ群は、実行組合にあって大型機械を装備し、機械麦作の技術化をおこないオペとしての技能を習得するとともに、水田利用再編では集落の耕地について集団管理を体験した。以上このオペ群は、集落営農の要としての役割をはたしてきている。このオペ群は、それぞれ経営規模の拡大を願っており、また実行組合について受託組織への変ぼうを考えている。そのためには、米作についての対応が今後の課題として残るわけである。現在、この米作については田植作業を中心に部分作業の受託を行っている。

4. 農従者不足農家の対応

この集落では農従者の老令化と後継者の不在から労働力不足農家が多い。自ら生産をおこなうことのできる農家は、オペ群および組合の出役不参加層の一部である。これに対して出役従事農家では老令化が著しく農従者を欠いている。加えてあとつきについても予定されていない。また非組合員農家は飯米農家が多いが、転作を契機として期間貸付など組合依存を深めており休作農家がでている。以上農従者不足農家では、今後経営の縮少を考える農家が多く、方法として貸し付けおよび農作業の委託をあげている。委託先は実行組合が考えられており、その強化が望まれるところである。強化策としては、組合組織の集落全戸への拡大、水稻作の受委託を希望している。実行組合ではオペ群とオペ群に委託する農家への分化がすゝんでいるが、生産はこのオペ群が担当することになる。したがってこの実行組合の役割、加えて実行組合とオペ群との関係が課題となるところである。

5. むすび（実行組合と利用権設定との関連）

農用地利用増進事業の目的が、耕地の有効利用と担い手農家の育成であるとすると、この実行組合の活動は、担い手農家の形成とこの担い手群による生産力の維持向上がはかられており、目的の方向をとっていることになる。一方、脱落する農家については、実行組合の存在がこれと連携をもつことにより農業生産の役割をはたすことができる点で地権者としての使命をはたしている。しかし乍ら、この実行組合は裏作を中心としたものであり、加えて水田利用再編対策にさへられた展開であった点、この活動を自らのものとしてゆくため今後に期待されるところが多い。一つは集落全戸への組合の拡大。二つは受託体制の確立。三つは米・麦あわせた技術の定着化、など大切となる。利用権の設定は、オペ群と委託者との

間の期間借地として設定されている。しかし実質的には実行組合に対し、員外者が期間貸地をおこなっているのである。員外者がそれぞれ労働力不足に対応した選択によりおこなわれたものである。一方員内において期間借地が設定されている。執行部は組合員の中で出役報酬を問題としない出役不参加農家グループに期間借地を設定した。このさい執行部は土地利用を考え、面的集積の合意がえられるよう努力し、成果を上げている。このことは組合にあってオペ群が水田作の担い手として力を形成していることを伺い知ることができる。問題は、生産の収益配分が組合員に面積割で平等に配分されることである。執行部=オペ群の報酬は平等分に加えてオペ労務の報酬が上積みされた額である。したがって経営努力に対する評価は認められていないわけである。オペ群といえども兼業農家であることから、担当者の年間所得が少なくとも組合員の農家所得をつなうものでなければならない。

結語

利用権等設定の実態調査は、一志町庄村を選定し実施した。庄村は一志町の農用地利用改善推進地区として指定されている集落である。庄村は実行組合を組織し、組合員からの抛出田と非組合員からの期間借地を対象に機械化麦作を実施してきた。水田利用再編を契機とした転作田の受託をおこない麦作集団栽培を実施し成果を上げている。組合の執行部は、大豆の導入による麦・大豆二毛作の定着・青刈大豆による地力の維持・機械装備の充実による生産性の向上につとめている。この組織は当初機械利用のための組織であったが、集団規模（麦作）の拡大と生産力の安定と向上をはかるためには、大型機械化による生産の技術化が求められ、組合員が互に協力して生産をおこなう協業方式をとっている。この方式に対する評価は生産性の向上では、中核農家の形成がみられる点、一方これに依存する農家層が形成されつつある点から評価できる。

利用権の設定については、現在の実行組合については、内容的に受委託組織であるので受託組織としての変質ははかられなければならない。現在の実行組合は、執行部が安定した生産力を持つ受託体として成長することが必要であり、そのための支援組織として役割をはたしていくとみることができる。受託体としては経済的自立のできる新しい受託体制が望まれるわけである。そしてこの受託体に対する委託者の関係ができる。実行組合は、新しく地権者の土地利用改善の調整体として機能することがのぞまれることになる。それには、稻・麦あわせた技術が定着技術として体系化されなければならない。

参考文献および資料名

- 1) 東海農政局企画調整室（1984）：利用権設定等
実態把握調査報告書（III）－三重県一志郡一志町庄村地
区
- 2) " (II) - 愛知県大府市北崎地区
- 3) 小河内一司外（1984）：三重県における集団的
土地利用の形成過程と土地利用組織、三農技研究報告、
12・75～89
- 4) 小河内一司（1977）：地縁的集団による水田の
管理方式、農業経営研究、28・13～20
- 5) 農政研究センター（1981）：農地の集団管理
- 6) 小倉武一外（1976）：集団営農の展開－新しい
農業の生産組織のために、御茶の水書房